

武雄市
人権教育・啓発基本方針
(案)

令和7年●月

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本理念	1
(1) 基本理念：共生社会の実現	1
(2) 目標：人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）	2
(3) 基本姿勢：生涯を通じた人権教育・啓発	2
2 基本方針の性格	2
3 人権をめぐる国内外の動向	3
(1) 国際的な動向	3
(2) 国内の動向	5
(3) 県の動向	7
(4) 市の動向	7
第2章 人権施策の推進方向	8
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	8
(1) 学校等	8
(2) 家庭	8
(3) 地域	9
(4) 企業等	9
2 特定職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	10
(1) 市職員	10
(2) 教職員	10
(3) 社会教育関係者	10
(4) 医療・保健関係者	11
(5) 福祉関係者	11
(6) マスメディア関係者	11
3 人権教育・啓発を担う人材育成の推進	12
4 相談・支援体制の推進	12
第3章 分野別施策の推進	13
1 女性	13
2 こども	14
3 高齢者	15
4 障がいのある人	16
5 部落差別（同和問題）	18
6 外国人	19
7 感染症等	20
8 犯罪被害者等	21

9 インターネットによる人権侵害	2 2
1 0 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）	2 3
1 1 災害に起因する人権問題	2 4
1 2 人権に関する様々な課題	2 5
(1) 刑を終えて出所した人	2 5
(2) ホームレス等生活困窮者	2 5
(3) 北朝鮮当局による拉致問題	2 5
(4) 人身取引	2 6
(5) ハンセン病患者・元患者やその家族	2 6
(6) その他の人権課題	2 6
第4章 推進体制等	2 7
1 庁内での推進体制	2 7
2 国・県等、関係団体等との連携	2 7
3 市民・企業・CSO等の民間団体等との連携	2 7
4 評価と見直し	2 8
資料	2 9

「障害」の「害」のひらがな表記について

障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この「基本方針」においては、人や人の状態を表す場合などに「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などに基づく制度や事業などの名称については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本理念：共生社会の実現

武雄市人権教育・啓発基本方針（以下「基本方針」という。）では、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

具体的には、次の三つの社会づくりを推進します。

① 一人一人が個人として尊重される差別のない社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現を目指します。

② 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会

全ての人は平等で、国籍・民族、出身地、性別、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認などによって差別されず、一人一人の様々な個性や生き方の可能性を大切に、個性や能力を十分発揮できる機会が保障されている社会の実現を目指します。

③ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

人権が尊重される社会の実現のためには、全ての人が、それぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが必要であり、自分を大切にすると同時に他人を思いやる心を持って、共に生きていく社会の実現を目指します。

以上の三つの社会づくりを全て実現することにより、基本理念である「全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる『共生社会』の実現」を目指していきます。

この基本理念を今後の人権施策に反映させるとともに、国や県、他市町、CSO¹（市民社会組織）等の民間団体、地域住民、企業等との協力・連携を図ります。

¹ 「Civil Society Organization」（市民社会組織）の略。基本方針では、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて「CSO」と呼称している。

(2) 目標：人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）

全ての人間は、人として生きていくための、何人も侵すことのできない権利を生まれながらにして持っています。この人権は、全ての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は人類普遍の原理として、日本国憲法の基本的理念の一つとなっています。

基本的人権の尊重は、憲法によって全ての国民に保障されたものであり、人権尊重を今日の社会のすみずみまで根づかせるためには、全ての人が人権尊重を日常生活のあらゆる場面で意識していくこと、そして、そのような人権意識の下に積極的に社会に関わっていくことが必要です。

基本方針においては、自らの生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、相互理解を深めることによって育まれる共生意識というべきものを、人々の日常の生活の営みの中に定着させ、社会の習慣にまで広げ、普及させることを「人権という普遍的文化」と捉え、これを市民生活の中に定着させ、かつ、発展させていくことを目標とします。

(3) 基本姿勢：生涯を通した人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に普及・定着させるためには、人権教育・啓発を単なる人権に関する知識の普及にとどめず、市民が主体的に人権について学び、行動していくものとする必要があります。

一方で、市民の人権に対する関心は多様で、その程度も様々です。市民一人一人が生涯を通して人権問題を身近な学習課題の一つとして捉え、その学習を知識の習得から人権尊重のための取組みへと高めるためには、学習の場、学習の方法、学習テーマの設定などを工夫することが求められます。

そのため、生涯を通した人権教育・啓発を重要なテーマとして捉え、市民の学習活動を効果的に推進します。

2 基本方針の性格

「基本方針」は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき策定するものであり、基本方針に掲げる各種施策は、武雄市人権擁護に関する条例（平成18年条例第148号）、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（令和7年6月6日閣議決定）」及び県の「佐賀県人権施策基本方針（令和6年3月策定）」の趣旨に対応するものです。

3 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な動向

多くの人命が失われた二度の世界大戦により、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識されるようになりました。第二次世界大戦が終結に向かう中で、昭和20年（1945年）に国際連合が設立され、様々な人権課題解決のための取組が展開されました。

国連では、「人権教育のための国連10年」の終了に伴い、平成16年（2004年）に「人権教育のための世界計画」を実施することが決定されました。この世界計画は、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、これまで以下のテーマに基づいて取組を進められてきました。

- ・ 第1フェーズ 初等中等教育における人権教育（平成17年（2005年）～平成21年（2009年））
- ・ 第2フェーズ 高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム（平成22年（2010年）～平成26年（2014年））
- ・ 第3フェーズ 第1、第2フェーズの履行に係る努力の強化とメディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進（平成27年（2015年）～平成31年・令和元年（2019年））
- ・ 第4フェーズ 青少年のための人権教育（令和2年（2020年）～令和6年（2024年））

現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（令和7年（2025年）～令和11年（2029年））が展開されています。

また、近年は、性的指向や性別違和等に関する議論も世界的に注目を集めるようになるなど、人権を国際的に保障することが必要と考えられるようになりました。

平成18年（2006年）にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則」や平成23年（2011年）の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

こうした取組みにより国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、これらに伴う難民の流入等による排外主義の台頭などから、深刻な人権問題も生じてきており、早急な対応が必要になっています。

国際動向（主な条約）

採択年	名称
昭和23年（1948年）	世界人権宣言
昭和40年（1965年）	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
昭和41年（1966年）	・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）
昭和54年（1979年）	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
平成元年（1989年）	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
平成18年（2006年）	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

(2) 国内の動向

戦後、昭和21年（1946年）に、我が国では「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31年（1956年）には国連に加入し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年²について積極的な取り組みを行ってきました。

また、人権をめぐる国際的潮流の中で、我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」を始め、人権に関する諸条約を批准するとともに、関係する国内法を整備し、広く国民的な課題として基本的人権の擁護・尊重と人権思想・人権意識の普及に向けての取り組みを進めてきました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題については、同和問題の早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に、昭和35年（1960年）に「同和対策審議会」が設置され、昭和40年（1965年）に「同和対策審議会答申」が出され、昭和44年（1969年）に同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）が施行されました。この同和対策事業特別措置法が施行されて以来、三つの特別法に基づき、平成14年（2002年）3月まで33年にわたり特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきましたが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭できていないとの認識の下、平成28年（2016年）12月に部落差別解消推進法（平成28年法律第109号）が施行され、改めて同和問題の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。

² 国連が定める共通した一つのテーマについて、国際社会が1年間を通じて取り組むこと。

国内動向（主な法律）

施行年	名称
平成11年（1999年）	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
平成12年（2000年）	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
平成13年（2001年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（DV防止法）
平成18年（2006年）	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（高齢者虐待防止法）
平成28年（2016年）	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（障害者差別解消法） ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）（ヘイトスピーチ対策法） ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）（部落差別解消推進法）
令和5年（2023年）	・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（LGBT 理解増進法）

(3) 県の動向

佐賀県は、令和5年（2023年）3月に「佐賀県人権の尊重に関する条例（平成10年佐賀県条例第11号）」を廃止し、新たに「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（令和5年佐賀県条例第11号）」を制定しました。この条例の目的は、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進めるにあたっての県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、こども、高齢者、障がい者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することにあります。

この条例に基づき、令和6年（2024年）3月に人権施策を実施するための基本方針として「佐賀県人権施策基本方針」が策定され、県、市町、県民、事業者が一体となって様々な人権施策を取り組んでいくことになりました。

(4) 市の動向

本市は、平成18年（2006年）3月に、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権尊重を基調とする明るく住みよい武雄市の実現に寄与することを目的とする武雄市人権擁護に関する条例を制定しました。

また、本市は、市民一人一人が幸せに暮らすことを重視した「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略³」を策定し、その具体的事業の一つに人権啓発活動推進事業を掲げています。市では、毎年12月に市内小・中学生を対象にした人権標語の表彰や人権に関するテーマで講演会等を行う「人権フェスタinたけお・男女共同参画啓発イベント」を開催するなど、人権教育・啓発に取り組んでいます。

³まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標、施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた基本的な計画。

第2章 人権施策の推進方向

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権侵害をなくし、人権文化を確立するためには、全ての人が人権問題に対する知識と認識を深め、差別をなくすための行動に取り組むことが大切です。学校等、家庭、地域、企業等のあらゆる場、あらゆる機会を通じて、それぞれの実情にあった学習機会の創出に努め、様々な人権問題に関する教育・啓発を推進し、人権意識の高揚に取り組みます。

(1) 学校等

乳幼児期（0～6歳）においては、心身の成長が極めて盛んであり、心豊かに成長していく可能性に富んだ時期です。この時期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切なときでもあり、一人一人のこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育てることは、その後の成長にとって極めて重要です。

学校教育においては、発達段階に応じて全ての児童生徒が、生き生きと自分の可能性を伸ばし、よりよい社会人としての能力、態度、豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくるとともに、こども達自らが「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

しかしながら、学校現場では、依然として児童・生徒間のいじめや暴力行為、不登校といった問題等が発生しています。

また、情報化の進展により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめやインターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫などは、こどもたちにとって身近で、かつ深刻な問題となっています。

このような現状の中、幼児・児童・生徒の発達の状況に応じ、学校などの様々な教育活動を通じて、人権尊重の精神を育むための教育を推進します。

(2) 家庭

近年、家庭におけるふれあい、関わり合いが大きく変化し、家庭の教育機能が低下していることが懸念されています。その背景には、核家族化やひとり親家庭などの家庭環境の変化があげられます。また、高齢化により社会状況も変化し、働き方やライフスタイルの多様化など家庭の在り方は様々です。このような状況の中、家庭内でのこどもや高齢者に対する暴力や虐待などの問題が生じています。

家庭は、社会生活の最も基本的な単位であるとともに、個人の生命や人権の尊さを認識させ、基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるなど、人格を形成する大事な役割を担っています。

そこで、家庭教育に関する学習機会の提供、子育てや家庭教育に不安を抱える保護者などへの相談・支援体制の整備、こどもや高齢者に対する虐待の防止等に向けた教育・啓発を推進します。

(3) 地域

地域の中で、市民一人一人が、より充実した生活や豊かな人生を過ごすためには、地域の一員としての意識や周りとの連帯感を持つことが重要です。

情報化の進展などにより、人権問題が複雑多様化する中で、これまで以上に家庭と学校、地域が連携して、地域で暮らす人々への学習機会の提供や様々な人権問題に関する取組みの充実を図る必要があります。

地域において人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質向上に努めるとともに、公民館などの社会教育施設を拠点として、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供に努めます。

(4) 企業等

雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題など、労働の面でも人権を取り巻く環境が変化しています。また、企業は、企業活動等を通して地域や市民と深い関わり合いがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。企業も、社会を構成する一員であることから、社会的課題の解決や社会貢献が求められています。男女共同参画社会の実現、超高齢社会への対応など、人権尊重の確立を目指して企業が果たすべき役割はますます重要になっています。

しかしながら、未だに①採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、②採用や業務内容における男女差別、③賃金や昇進等における男女格差、④高齢者の継続雇用の問題、⑤就職に当たって特別な配慮が必要な障がいのある人などの雇用問題、⑥正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに⑦職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの人権問題が存在しています。

そこで、事業者に対して、①職場研修の実施等により、従業員の人権課題への理解促進や職場全体での人権尊重の意識向上に努めること、②出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うことなどの取組みを行ってもらおうよう、啓発を進めます。

2 特定職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

一人一人の人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象に人権教育・啓発を進めることが必要です。とりわけ、市職員、教職員、社会教育関係者、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちが、地域の人との交流を通じて人権感覚を育むことのできるように推進していくことが大切です。

(1) 市職員

人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する立場にある者として、市職員には人権に関する深い知識と理解が求められています。

本市では、職員一人一人が人権に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの職務に応じた人権感覚を身につけ、それを職務に活かすよう関係団体と連携した職員研修等に取り組んでいます。また、日常業務や生活を通じて市民への啓発ができるよう、今後も職員研修等を通じて人権に関する知識と理解のさらなる向上を図ります。

(2) 教職員

次世代を担うこどもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校教育における人権教育の推進を図るためには、教育活動に携わる全ての人が学校教育の現状や課題を十分に理解し、研修を深めながら、豊かな人権感覚を身につけ、自らの資質の向上に努めていくことが必要です。

人権教育に関する自己啓発や指導力を高める教職員研修を積極的に推進し、その内容・方法等についても工夫・改善を図り、一層の充実に努めます。

(3) 社会教育関係者

社会教育関係者は、地域を基盤に活動を重ねており、地域住民と密接な関係にあります。その役割は、人権が尊重される明るい地域社会をつくるために極めて大きいです。

社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、人権にかかわる問題の解決を図ることができるよう、さらなる人権教育の研修の充実と啓発の推進に努めます。

(4) 医療・保健関係者

医師を始め、薬剤師、看護師、保健師、その他医療技術者等あらゆる医療・保健関係者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。

業務の遂行に当たっては、患者や要介護者等の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴等診療情報等の個人情報の保護に努めるなど、人権意識を基にした行動が求められています。

医療・保健関係者の人権意識の高揚が図られるよう、講演会開催等の情報提供を行うとともに、職場研修等の計画があれば、講師の紹介や研修資材の貸出など可能な限りの協力を努めていきます。

(5) 福祉関係者

福祉担当行政職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者、また、新たに福祉分野に進出した企業などの民間事業者等は、高齢者、障がいのある人、こども等の生活相談や介護業務等に直接携わっています。

福祉関係者は、社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多く、職務の遂行に当たっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など、高い職業的倫理が求められています。

福祉関係者の人権意識の高揚が図られるよう、講演会開催等の情報提供を行うとともに、職場研修等の計画があれば、講師の紹介や研修資材の貸出など可能な限りの協力を努めていきます。

(6) マスメディア関係者

高度情報化が進展する現代社会において、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのマスメディアは、社会情報の大部分を提供しています。そのため、人々の価値判断、意識形成に大きな影響力を持ち、また、人権が尊重される社会を形成する上で重要な役割を担っています。

一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような誤った内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものとなるおそれがあります。マスメディアに従事する者が、人権尊重の視点に立った適切な取材活動や情報の提供を行うよう、人権教育・啓発に努めます。

3 人権教育・啓発を担う人材育成の推進

今日のように人権問題が多様化、複雑化してきていることを考えると、これからの人権教育・啓発は、様々な人権問題に共通する普遍性（法の下での平等、個人の尊厳等）と、その問題にのみ見られる独自性（歴史性、社会性等）を総合的に捉え、より深く、より具体的に追求していくことが求められています。

また、今後豊かな人権文化を確立していくためには、人権についての知識とともに、人権を守り発展させるための感性、技術、態度、行動をバランスよく身につけた人づくりが求められています。

そこで、人権教育・啓発を総合的、体系的な視点から推進していくための学習環境の整備に加え、講師・指導者等の人材育成などの諸施策を推進していきます。

4 相談・支援体制の推進

人権意識の高揚に伴い、人権侵害についての相談内容の多様化、複雑化などにより、相談窓口に関する情報を広く提供する必要があります。そのため、市報やホームページ等の様々な広報媒体を用いて、各種相談・支援に関する制度や相談機関・支援機関の情報の提供を図ります。

人権侵害に対する被害者の相談及び救済については、佐賀地方法務局及び人権擁護委員による人権相談があります。佐賀地方法務局武雄支局内に設置されている常設人権相談に加え、月に一度、市の施設で特設人権相談を実施されています。また、本市では、消費生活相談、女性総合相談、身体障がい者相談、法律相談等の相談窓口を設置しています。令和4年4月からは、年々多様化そして複雑化する諸問題に対応するため、福祉課内に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、相談者に寄り添った市民福祉の向上に努めています。

人権問題は、多様化、複雑化するとともに新たな人権問題も生じるなど、ますます相談・支援が重要になると考えられます。そのため、今後の社会情勢の変化に対応しながら国を始め、県や他市町、関係機関、CSO（市民社会組織）等の民間団体等との地域に根ざした相互の連携・協力を図ります。

第3章 分野別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

女性の就業率の上昇に伴い、女性を取り巻く環境・状況は大きく変化し、女性自身の生き方や暮らし方なども変わりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や社会制度、慣習が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー、性暴力、ハラスメント等は、重大な人権侵害であるにも関わらず、社会的な認識が十分ではない状況にあります。

このような課題を解決するため、性別によらず誰もが個人として認め合い、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女が仕事と家庭生活、地域活動を両立できるための支援制度の充実と男性の家事、育児、介護への積極的な参画を推進することが必要です。

(2) 具体的施策の方向

武雄市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進します。

ア 人権の尊重と男女共同参画の意識づくりを目指し、以下に取り組みます。

- ・ 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成
- ・ 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

イ 安全・安心にすごせる環境づくりを目指し、以下に取り組みます。

- ・ 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備
- ・ 男女共同参画の視点に立ったところと身体・健康づくり
- ・ 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備

ウ 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくりを目指し、以下に取り組みます。

- ・ 女性の活躍推進
- ・ 仕事と家庭、地域生活の両立支援
- ・ 政策・方針決定の場への女性参画の推進
- ・ 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進
- ・ 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実

エ 男女共同参画推進支援体制づくりを目指し、以下に取り組みます。

- ・ 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進
- ・ 総合的な男女共同参画行政の推進

2 こども

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働きの増加、地域における人間関係の希薄化、インターネットや SNS の普及によるこどもへの影響など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待、いじめ、犯罪被害に加え、こどもの貧困やヤングケアラーなど様々なこどもの人権に関する問題が発生しています。

このため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携を深めてこどもを支えていくことが重要です。また、次代を担うこどもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 武雄市子ども・子育て支援事業計画及び武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）に基づき、行政、地域、各種団体等の社会全体でこどもの発達と子育て支援を行う環境づくりを推進します。
- ・ 学校教育に限らず、地域が地域活動等を通じて子育てを支援し、地域全体でこどもの成長を見守る体制や市民意識の醸成を図ります。
- ・ 武雄市青少年育成市民会議等と連携して、社会全体で子育てを支える意識の啓発に努めます。
- ・ 学校、児童福祉施設、民生委員・児童委員、行政などの連携により、児童虐待やヤングケアラーといった問題の発生、深刻化を未然に防ぐことができるような環境づくりに取り組みます。
- ・ こどものインターネットの利用に伴う問題の解決に向け、学校、家庭など様々な場を通じて、児童生徒に対し、インターネットに内在するリスクを理解させ、それを踏まえた正しい使い方を習得させる情報モラル教育に努めます。
- ・ 学校、法務局、人権擁護委員と連携して、人権の花運動や人権教室を実施し、こどもの情操を豊かにし、人権思想に対する理解を深めるよう取り組みます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

令和7年3月末現在、本市に住む65歳以上の高齢者は、全体の33.9%を占めており、今後も増加することが予想されます。寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者の増加が懸念され、高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待など、高齢者の人権侵害に関する問題は深刻化しています。

高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持った生活を送るためには、多世代間の互助精神が大切です。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 武雄市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で社会とつながり、安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・ 老人クラブ活動、ボランティア活動、世代間・地域間交流等を推進し、シルバー人材センター等の活用を支援します。
- ・ 高齢者の自立支援のために、介護保険制度との整合性のもと在宅サービスの充実を図り、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員など関係機関との連携を深めます。
- ・ 高齢者の自立や快適性に配慮した介護保険居宅介護住宅改修費支給制度など、高齢者が住み慣れた自宅ですできるだけ長く生活できるよう住環境の整備を推進します。また、公共施設などにおいてもバリアフリー化を促進するとともに、生活関連施設のユニバーサルデザイン化や、高齢者等に配慮した交通弱者対策を推進します。
- ・ 保健・福祉・医療の連携による認知症や寝たきりについての予防・相談・治療・介護等の支援対策を総合的に推進します。
- ・ 要援護高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らすために地域の理解を深め、地域における教育・啓発活動を進めていきます。さらに、災害が発生する恐れがある場合に、災害弱者としての高齢者の的確な避難所誘導を地域一体となって取り組みます。
- ・ 認知症などの高齢者を保護支援する成年後見制度や日常生活の支援を行う高齢者軽度生活援助事業等の支援制度や地域包括ケアシステム拠点による生活支援等について周知を図ります。また、認知症徘徊高齢者等の安全を確保し、家族の不安を軽減するため、武雄市認知症高齢者・障がい者あんしん登録制度の周知及び地域の民生委員や警察等と連携した支援体制の整備に努めます。
- ・ 高齢者の生きがいを支援するため、趣味や教養などの学習活動に気軽に参加できるよう高齢者のニーズや経験に応じた講座等の生涯学習の機会の提供に努めます。また、高齢者が参加できるスポーツサークルの紹介など健康づくりを推進します。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

令和6年（2024年）4月に障害者差別解消法の改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮を提供することが義務付けられ、障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

本市においては、令和3年（2021年）3月に武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（令和3年条例第1号）を制定しました。この条例の目的は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その総合的かつ計画的な施策を推進することで、障がいのある人もない人も全ての市民が心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、もって全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することにあります。

私たちは、障がいのある人への合理的配慮と、障がいのある人となない人との間に不均等な待遇を行わないことなどが求められています。しかし、社会には依然として障がい者への偏見などが存在しており、今後も障がい者が自立した生活を送るためには、障がい者及び障がい者関係団体への支援や、障がい者と地域住民との交流による相互理解の増進が必要です。また、自宅生活の継続を支援するための施策の充実や、日常生活を援助するためのサービスの利用率の向上という課題があります。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 武雄市障がい者計画に基づき、障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりを推進します。
- ・ 関係機関が連携して障がい者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方に対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。必要に応じて、支援会議等を開催し、課題の共有や支援の方向性の確認、各機関の役割分担を整理し、連携強化に努めます。
- ・ 障がい者の雇用促進を図るため、事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナーや障がい者就職説明・面接会を開催し、民間企業等の意向を把握し、障がい者の理解・啓発を推進します。
- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者に配慮した情報機器通信・サービス等の企画など、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話通訳や要約筆記など障がい特性に応じた意思疎通手段の普及に努めます。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動や文化・芸術活動を行うことができる機会の創出や社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。

- ・ 判断能力が不十分な知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利を守ることができるよう、中核機関にて成年後見制度の普及及び啓発を図り、成年後見制度の利用促進に取り組めます。
- ・ 家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで障がい者への偏見や差別を解消し、正しい理解を深めていくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動の促進を図ります。

5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

同和問題の解消に向けてこれまで培ってきた啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして、今後も同和教育・啓発を推進していかなければなりません。

特定の地区出身者であることを理由とした結婚差別、就職差別及びインターネットを通じた差別事象等が現在も発生していますが、こうした部落差別を解消するために、部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年（2016年）12月に施行されました。この法律を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組みを一層進める必要があります。

本市においては、平成27年（2015年）10月から、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本等証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、登録した本人に交付の事実をお知らせする「本人通知制度」を実施し、差別事象等を目的とする住民票等の不正請求・不正取得の抑止を図っています。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 本市では、同和問題啓発強調月間（8月1日～8月31日）に毎年、同和問題啓発にかかる講演会や映画上映会を実施しています。また、人権週間（12月4日～12月10日）に人権擁護委員と共同で啓発物品を配布する街頭キャンペーン及び広報車による市内一円の広報活動を実施しています。今後もこれらの活動を中心として、関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- ・ 部落差別（同和問題）に関する正しい理解に立って、偏見や差別に立ち向かう力を育てるため、学校教育や社会教育における同和教育の実践に一層努めます。
- ・ 行政機関においても、人権の尊重と同和問題の正しい理解と認識を深め、主体的に行動できるように、市職員に対し、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会などの関係団体と連携した研修を実施します。

6 外国人

(1) 現状と課題

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。これらの偏見や差別意識は、国際化の進展などにより、外国人に対する理解が進み、改善の方向に向かっていますが、未だに外国人差別につながる問題が存在しています。

平成28年（2016年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、外国人に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であると示されました。

本市でも、外国人在住者、外国人観光客がともに増加傾向にあります。このような状況から、国籍や人種の異なる人達の文化や言葉、習慣などを認め合い、共に暮らしていける環境、地域づくりが求められています。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 諸外国の人達との交流の機会を創出して、国際感覚豊かな人材の育成と多文化が共生できるまちづくりを推進します。
- ・ 地域社会において、標識、案内板、公共施設等における外国語表記を促進し、やさしい日本語を意識した地域情報や災害情報などの情報発信を進め、本市に在住する外国人が暮らしやすく、また、観光で訪れる外国人に対してもやさしいまちづくりに取り組みます。
- ・ 外国人の困りごとや悩みごとに適切に対応するため、国、県、関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。
- ・ 外国人に対する不当な差別的行動に対し、国、県等の関係機関と連携して、適切に対応します。

7 感染症等

(1) 現状と課題

感染症や難病等に対する無理解や思い込み、過度の危機意識などから偏見や差別意識が生まれ、患者・感染者等やその家族に対する様々な人権問題が生じています。

令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、偏見・差別等による風評被害など人権に関わる事例が発生しました。

国においては、令和3年（2021年）に新型インフルエンザ特別措置法を一部改正し、国及び地方公共団体の責務として差別的取扱い等を防止するための広報その他の啓発活動を行うものとする規定を設けたほか、令和6年（2024年）7月には、「新しい『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』における各分野の取組」において、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、偏見・差別等に関する啓発等の取組を掲げています。

患者・感染者等やその家族には、病気や治療に伴う身体的・精神的苦痛、治療等に要する経済的負担に加えて、周囲の人々の偏見や差別により二重三重の苦痛を感じている人が少なくありません。こうした患者・感染者等に対する偏見や差別の解消が課題となっています。

(2) 具体的施策の方向

- ・ HIV感染や難病について正しい知識と理解を深め、患者・感染者等に対する偏見・差別の解消を図るとともに、人権尊重への理解を深めるため、企業・職場の研修、広く市民を対象とした普及、啓発活動の推進に努めます。
- ・ 学校教育におけるエイズ教育の推進に努めるとともに、教職員への人権意識の高揚を図るための教育・啓発をさらに充実させ、その資質の向上を図ります。
- ・ 県や医療機関との連携を密にし、相談窓口等へ適切に誘導するなど、感染者等の不安の軽減に努めます。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれるなどにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が発生しています。

こうした犯罪被害者等が抱える様々な問題を解決するためには、市民一人一人が、犯罪被害者等の心情や立場を理解し、社会的な課題として取り組む必要があります。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 警察機関等との連携を密にし、犯罪被害者への総合的な支援を行います。また、犯罪被害者の心情を理解し、社会的な人権問題としての認識を深めるための広報啓発活動を進めます。
- ・ 本市では、平成29年（2017年）3月に武雄市犯罪被害者等支援条例（平成29年条例第1号）を制定しており、国、県その他の関係行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体と連携して、法テラスや佐賀県の「犯罪被害者相談電話」相談窓口等を活用した相談体制を構築し、問題に適切に対応します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネット上の誹謗中傷等により、尊い人命が失われる事案が発生するなどインターネットを利用した人権侵害問題は社会問題化しています。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在していましたが、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な課題でした。しかし、近年は、情報の拡散力が高いSNS等による個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などが大きな問題となっています。

ひとたびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、問題が深刻化しています。

国においては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）が改正され、令和7年（2025年）4月より、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）が施行されました。これによって、発信者情報の開示手続の簡易化や大規模プラットフォーム事業者への削除対応の迅速化及び運用状況の透明化の義務付けが行われるなど対策の強化が進められています。

インターネット上の人権侵害は、この基本方針の分野別施策の推進に掲げる各人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠です。

インターネットの利便性の一方に存在する危険性について理解を深め、その活用の方法、情報モラル、自制心の育成など基本的な資質の向上が求められています。

(2) 具体的施策の方向

- ・ インターネットによる人権侵害に対して、法務局や県など関係機関との連携・協力を図りながら、プロバイダ等への削除要請を行うなど問題の適切かつ迅速な解決に努めます。
- ・ インターネットの利用に伴う問題の解決に向け、学校や家庭など様々な場を通じて、インターネットに内在するリスクを理解させ、それを踏まえた正しい使い方を習得させる情報モラル教育に努めます。

10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

(1) 現状と課題

性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性についての認識は広がっていますが、依然として社会の理解は進んでおらず、当事者は未だに周囲の無理解、偏見や差別により、精神的な苦痛を受け、社会生活においても様々な問題に直面し、困難を抱えてしまわざるを得ない現状があります。

令和5年（2023年）6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき国が作成する基本計画を踏まえつつ、国、県等の関係機関と連携した啓発事業を推進する必要があります。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 武雄市男女共同参画推進計画に基づき、多様な性について世代に応じた広報、啓発活動、関係機関と連携した相談体制の充実、児童・生徒・保護者に対し、多様な性に対する理解を深めるための啓発を推進します。
- ・ 令和4年（2022年）6月に佐賀県と締結した「パートナーシップ宣誓制度⁴の利用に関する協定」に基づき、本市で利用できるサービスの充実に努めます。

⁴ 同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県が、二人の関係性を証明するパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度。

1 1 災害に起因する人権問題

(1) 現状と課題

平成23年(2011年)の東日本大震災や平成28年(2016年)の熊本地震、本市での令和元年(2019年)8月豪雨災害、令和3年(2021年)8月豪雨災害のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。

避難所においては、プライバシーを確保することのほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営、障がい者や高齢者、外国人など配慮を必要とする人々(要配慮者)に対する十分な支援が必要となります。

また、災害時においては、共助(住民相互の助け合い)が要配慮者にとって大きな力となります。

(2) 具体的施策の方向

- ・ 武雄市地域防災計画に基づき、被災者の属性やプライバシーに配慮した避難所運営を行います。
- ・ 避難所における女性や子ども等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮した避難所の環境整備、関係団体と連携した相談窓口情報の提供に取り組めます。
- ・ 災害時の要配慮者支援における共助の重要性について理解を深める取組みを進めます。

1 2 人権に関する様々な課題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。

本人や家族に対する偏見や差別を解消するために、武雄市再犯防止推進計画（武雄市地域福祉計画の再犯防止対策）に基づき、就労・住居の確保の支援、社会復帰支援のほか関係機関と連携した積極的な啓発活動を推進します。

(2) ホームレス等生活困窮者

様々な理由により特定の住居を持たずホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちがいます。

ホームレスの多くは、衛生状況が悪い中で生活し、十分な食事をとることができないため健康状態に問題を抱えながら厳しい生活を送っています。また、偏見や差別意識などから嫌がらせや暴力を受けるなどの人権問題も発生しています。

ホームレス等生活困窮者については、市民の理解と協力の下に、偏見や差別意識を解消し、社会的自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて日本人の拉致を認め謝罪し、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。5名の拉致被害者については、平成16年（2004年）に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

毎年12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めています。

本市においても、拉致問題等に関する講演会の開催や啓発チラシの配布を通して、市民の理解を深めるとともに、北朝鮮に対し国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示す取組みを進めます。

(4) 人身取引

性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引は、重大な人権侵害で迅速かつ的確に対応すべき問題です。

人身取引は、SNS 等による誘い出しや連れ去り等に起因した児童や困難な問題を抱える女性に対する性的搾取事案、外国人労働者等の弱い立場につけ込んだ労働搾取事案など様々な態様がみられます。

子どもや女性、外国人などのそれぞれの分野において、人身取引の被害を受けないような普及啓発を進めるとともに、被害者を認知した場合の早期の対応を確保するため、関係機関と連携した被害者の支援を推進します。

(5) ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。

明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく終結しました。

しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、ハンセン病の後遺症である身体の障がい等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。根強い偏見や差別に加えて、入所者自身の高齢化等により、現在も多くの人々が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難となっています。

ハンセン病についての正しい知識と人権意識の高揚を図るため、県・医療機関等と連携して啓発活動を推進し、ハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。

(6) その他の人権課題

このほかにも、例えばアイヌの人々、中国残留邦人等とその家族の人権に関わる問題など、様々な人権課題があります。

近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。

私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる課題が横たわっており、常に高い人権意識をもっておくことが望まれます。

私たち一人一人が様々な人権問題を自分事として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第4章 推進体制等

1 庁内での推進体制

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し、一人一人が幸福を実感できる「人にやさしいまちづくり」に向けて、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進し、人権施策の推進を図ります。

2 国・県等、関係団体等との連携

人権教育・啓発を推進するに当たっては、国や県、市町がそれぞれの役割分担の下で連携を図りながら取り組み、関係団体等と緊密に連携を取ることが必要です。また、県内の他市町との共通理解・共同研修の中で、本市が果たすべき役割を十分認識するとともに、各市町との連携を積極的に図ります。

3 市民・企業・CSO等の民間団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

DVや児童虐待、いじめなど、外からは見えにくく、表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人・市民活動団体・ボランティア団体などのCSO（市民社会組織）が行う人権に関する広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権に関わる個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、企業やCSO等に対しては、人権教育・啓発についての取組みの充実を働きかけるとともに、自主的な人権教育・啓発を実施するための情報提供や活動の場の提供などによる支援を行い、人権教育・啓発の各分野において、一層の効果的な推進を図るための連携を深めていきます。本市が行う人権啓発事業においても、市民や企業、市民活動団体などの企画への参画や、共催事業の実施などにより、市民参加型の効果的な啓発活動を行います。

地域においては、人権教育・啓発に取り組む市民との連携をすすめ、機能の強化と充実を図るとともに、情報提供や助言などによる支援を行い、住民の人権尊重意識の一層の高揚と普及に努めます。

4 評価と見直し

人権施策を総合的、効果的に推進するためには、どのような成果があったかという視点で、点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させることが大切です。

この「基本方針」は、今後の人権問題を取り巻く国の動向や、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、また、価値観の変化等による新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。「基本方針」の見直しにあたっては、国・県等、関係団体の意見を聴くとともに、市民・企業・CSO等の民間団体等の意見を反映するための必要な措置を講じます。

資料

武雄市人権擁護に関する条例

平成18年3月1日

条例第148号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権の侵害をなくし、人権の擁護を図るために必要な事項を定めることにより、人権尊重を基調とする明るく住みよい武雄市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に人権を尊重し、自らも人権の侵害及び人権の侵害を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う施策に協力するものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 人権擁護意識の高揚及び啓発に関する施策

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 人権擁護に関し必要な事項を調査審議するため、武雄市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。